

地域計画の活用

令和7年5月22日作成
高島市役所 農業政策課
TEL：0740-25-8511
メール：nousei@city.takashima.lg.jp

地域計画とは？

地域計画とは概ね10年後を見据えた地域農業の設計図です。地域の農地を残すため、地域の農業を持続していくため、今のうちに、将来の耕作者を想定します。また、その耕作者が農業経営しやすくなるように、農地の集積・集約化等、地域一体となって取り組む内容を決めておくものです。計画は大きく以下の2つから構成されています。

1. 地域農業の将来の在り方（計画本文）
2. 農地1筆ごとに農地の担い手を示した地図（目標地図）

※地域での協議をもとに市が策定しています。
※地域の実情に合わせて、見直し、変更ができます。

活用のポイント

【組合】

- 農地・集落の将来について話し合うきっかけ
- 次年度作付けに向けた地区内の耕作者変更予定の確認

【耕作者】

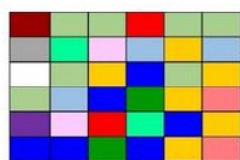
- 集約を念頭に、周辺耕作者と耕作エリアの分担を検討

【土地所有者】

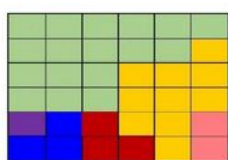
- 所有農地周辺で集約を進める耕作者への協力

目標地図とは？

農地1筆ごとに概ね10年後の将来の耕作者を想定し、地図上に示したものです。農業を担う者等の経営効率が向上していけるように、可能な限り農地を集積・集約化した地図を作成していくことがポイントになります。



現状地図（農地が分散）



目標地図（農地が集約化）

※集積 … 耕作者に農地を集めること
※集約 … 耕作地交換等で団地化すること

関連する主な手続き

●農地の貸し借り

これまでの農用地利用集積計画による「利用権設定」は廃止され、原則、中間管理事業による手続きとなります。地域計画が策定された地区では、目標地図に示された担い手への貸し借りを進めていくことになります。

●農用地区域からの除外 ※7月、11月、3月の受付締め切りから手続き完了まで約4か月かかります。

当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。農用地利用計画変更申出書の提出時に、地域計画変更申出書を一緒にご提出ください。

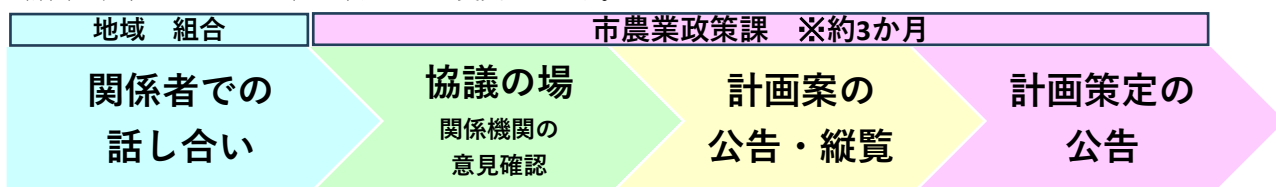
●農地の転用 ※地域計画の変更、農振除外が完了してから農地転用受付となります。

当該農地を地域計画の区域からあらかじめ除外しておく必要があります。農業委員会等の関係機関に農地転用見込みや関係法令の確認後、地域計画変更申出書を農業政策課へご提出ください。



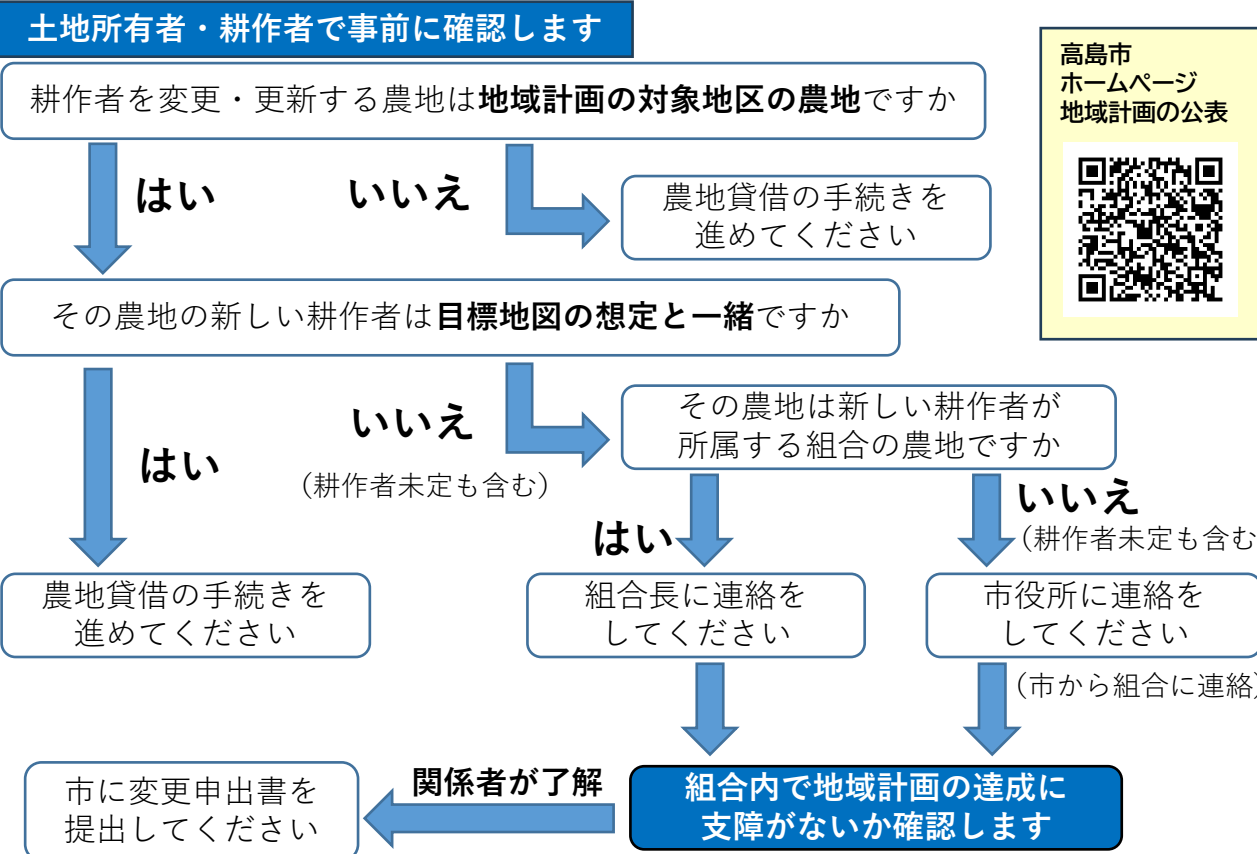
地域計画の策定・変更プロセス

計画は以下のプロセスを経て策定または変更されます。



《農地権利設定（変更・更新）をする際の事前確認》

地域計画が策定された地区では、地域計画の目標地図に基づいて農地貸借の権利設定を行うことになります。目標地図の想定と異なる権利設定を希望される場合は、事前に地元での調整や、目標地図の変更が必要となります。



目標地図はR14年耕作者を想定した内容であるため、R13年までの一時的な使用である場合は地域計画の変更は不要となりますが、地元での耕作者把握のため、事前に相談・連絡をお願いします。

地域計画の修正にかかる反映時期の目安

	①	②	③
地元協議	春	秋	冬
変更申出期日	7 月末	1 1 月末	3 月末
協議の場合	9 月末	1 月末	5 月末
変更案の公告	1 0 月中旬	2 月中旬	6 月中旬
変更公告	1 0 月末	2 月末	6 月末

変更申出期日は「農振除外」の申出期日と同じです。
「農振農用地（青地）の農地転用」には、地域計画変更、農振除外の手続きを終えてから申請受付となり、相当の期間が必要となりますので、事前にご相談ください。

〔問い合わせ先〕

地域計画、農振除外について	...	高島市	農林水産部	農業政策課	2 5 - 8 5 1 1
農地、農地転用について	...	高島市	農業委員会事務局		2 5 - 8 5 1 3